

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス (大学・研究機関用) 第五版 (案) 改訂ポイント

1 補完的輸出規制 (キャッチオール規制) 見直しへの対応

■ キャッチオール規制概要 (p16-19)

- 通常兵器キャッチオール規制を見直し、本邦輸出者が特定品目を輸出する際、当該輸出が通常兵器の開発等に用いられる懸念が高いと自ら判断する場合には、経産大臣への許可申請を義務付ける旨を記載
- グループA向けであっても懸念国の迂回調達の懸念がある場合、インフォームする制度を記載

■ 外国ユーザーリストに関する記載 (p26)

- 補完的輸出規制への対応として用いられる「外国ユーザーリスト」に関する記載内容を、制度改正に合わせて変更

■ 制度改正概要について記載 (p101)

- 制度改正のポイントである「通常兵器補完的輸出規制の見直し」と「グループA国経由での迂回対策」の改正事項を記載

■ 「規定・帳票の例」における記載項目の変更 (p127,129,131)

- 「審査票 (技術の提供・貨物の輸出用)」及び「審査票 (外国人 (留学生・研究者・教員・訪問者等) 又は特定類型該当者受入れ用)」における「客観要件」の「Ⅱ. 通常兵器キャッチオール規制」の記載項目を変更 (p127,129)
- 「「用途」チェックシート」における通常兵器の開発等に関する項目に「一般国向けの場合で特定品目」のケースを追加 (p131)

2 技術管理強化のための官民対話スキームの創設

■ 官民対話スキーム概要 (p28-29)

- 本スキームの制度概要とともに、大学・研究機関が取るべき対応方針について記載

■ 制度改正概要について記載 (p101)

- 安全保障環境の変化に対応するため、本スキームが創設された経緯について記載

3 その他

■ 管理が必要な技術・学術分野の例示 (p34)

- 外為法の規制対象となりうる「技術」として、大学や研究機関において特に注意が必要な具体的な技術分野を例示

■ みなし輸出管理の運用明確化への対応強化 (p40,51,109,115)

- 制度改正から3年が経過した「みなし輸出管理の運用明確化」への対応が不十分な大学・研究機関があることより、大学等における研究活動で想定される特定類型に該当する留学生等が行う安全保障貿易管理の対象となる活動を例示 (p40)
- 「IV. 技術の提供・貨物の輸出の確認手続き」において、リスト規制技術等を扱うことが想定される総合大学や理系大学・研究機関は特定類型該当性が必須であることを明記 (p51)
- 「規定・帳票の例」の「〇〇大学／研究機関 安全保障輸出管理規定」に「特定類型該当者の確認等」の条項を追加 (p109,115)

※ このほか、大学・研究機関による違反事例の追加 (p32)、主な包括許可制度の紹介 (p69) 等、必要な時点更新や修辭上の修正等を実施